

横浜市鶴見区と横浜商科大学との包括連携協定書

横浜市鶴見区（以下「甲」という。）と横浜商科大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の飛躍、発展に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、双方の持つ知的・人的・物的資源を有効活用することにより、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事項について連携し、協力し、両者の担当部署において積極的に推進するものとする。

- (1) まちづくり・商店街育成・観光 PR・環境保全に関すること
- (2) 産業育成（経営・会計・ICT・マーケティング・貿易など）に関すること
- (3) インターンシップなど学生の職業教育に関すること
- (4) 防災・防犯に関すること
- (5) こども・青少年の育成、留学生支援、国際交流に関すること
- (6) 福祉・健康・文化・教養・スポーツに関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか地域の諸課題の解決に関すること

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に実施するため、各年度の具体的な計画やその実施結果について、定期的(年2回以上)に協議を行うとともに、必要に応じて随時協議を行うものとする。

（本協定の見直し）

第4条 本協定の変更については、甲及び乙のいずれかから申し出があるごとに、協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とし、その更新については、本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに、甲及び乙で協議を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項、または本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月20日

甲 横浜市鶴見区鶴見中央3丁目20番1号
横浜市鶴見区長

乙 横浜市鶴見区東寺尾4丁目11番1号
横浜商科大学長